

資料 2

平成 27 年 9 月 3 日
内閣府地方創生推進室

各分科会の開催状況について

○東京都 都市再生分科会の開催状況

第 6 回東京都 都市再生分科会

日程等：平成 27 年 8 月 31 日（持ち回り開催）

構成員：内閣府、東京都、千代田区、中央区、港区、江東区、三菱地所株）、東日本旅客鉄道株）、住友不動産株）、国土交通省（オブザーバー）

議題：「大手町（常盤橋）地区」「品川駅周辺地区」「臨海副都心有明地区」について、平成 28 年 3 月（目途）の区域計画認定に向けて、計画案の内容を確定。

○成田市分科会の開催状況

第 4 回成田市分科会

日程等：平成 27 年 7 月 31 日（於：中央合同庁舎 4 号館共用第 2 特別会議室）

出席者：内閣府、小泉市長、矢崎国際医療福祉大学総長、八田特区ワーキンググループ座長、阿曾沼・鈴木・原・八代特区ワーキンググループ委員、文部科学省、厚生労働省、千葉県（オブザーバー）

議題：医学部の新設について

※ 「国家戦略特別区域における医学部新設に関する方針（案）」

（平成 27 年 7 月 31 日内閣府・文部科学省・厚生労働省決定）について報告。（別紙 2）

八重洲地区・愛宕地区都市計画決定の経緯

別紙1

4月10日

分科会開催

都市計画案の審議・決定



4月15日～
5月12日

地区計画の公告・縦覧【都計法第16条第2項、都及び区条例】
(縦覧にに対する意見書提出)



6月9日～
6月23日

都市計画案の公告・縦覧【国家戦略特区法第21条第3項、都計法第17条】
(縦覧にに対する意見書提出)



都：9月2日
区：7月27日

都市計画審議会【国家戦略特区法第21条第5項】
東京都、中央区都計審への付議



9月3日

区域会議開催

標記の都市計画案件につき、区域計画へ記載

国家戦略特別区域における医学部新設に関する方針

平成 27 年 7 月 31 日
内閣府
文部科学省
厚生労働省

○目的

「国家戦略特区における規制改革事項等の検討方針」(平成 25 年 10 月 18 日日本経済再生本部決定) 及び「東京圏国家戦略特別区域計画(素案)」(平成 26 年 10 月 1 日)に基づき、国内外の優れた医師を集め、最高水準の医療を提供できる、世界最高水準の「国際医療拠点」をつくるという国家戦略特区の趣旨を踏まえた、国際的な医療人材の育成のための医学部新設の方針を定める。

○方針・進め方

世界最高水準の「国際医療拠点」としての医学部の新設のため、以下の留意点への対応状況について、成田市分科会における議論を踏まえ、内閣府、文部科学省、厚生労働省において確認を行った上で必要な取組を進めることとする。

また、法令上の手当を行った後も、区域計画に関連事業を記載する際には、東京圏国家戦略特別区域会議として、必要な確認を行うことになるが、その際、文部科学大臣及び厚生労働大臣も、国家戦略特別区域法の規定に基づき、必要に応じ、構成員として加わることができるものとする。

○留意点（必要な条件整備）

① 国家戦略特区の趣旨を踏まえ、一般の臨床医の養成・確保を主たる目的とする既存の医学部とは次元の異なる、上記の目的に沿った際立った特徴を有する医学部とすること。

具体的には、以下の事項について総合的に取り組み、際立った特徴を有すること。

- 国際医療拠点としてふさわしい留学生の割合
- 国際医療拠点としてふさわしい外国人教員の割合
- 一定年数以上の海外での診療経験や教育経験を有する教員の確保
- 診療参加型臨床実習期間の十分な確保
- 大多数科目での英語による授業の実施

- 全ての学生による十分な期間の海外臨床実習の実施
 - 公衆衛生に関する専門職大学院の設置
 - 海外の大学との学生交流に関する協定の締結
- ② 医学部新設及び附属病院設置のための教員や医師、看護師の確保に際し、引き抜き等により地域医療に支障を来さないような方策を講じること。特に、東北地方の医学部新設への影響に十分に配慮すること。
- (例：国内だけではなく、広く海外からも教員を集める 等)
- ③ 自律的な運営のための具体的な計画が立てられている等、実現可能性が認められること。
- ④ 定員については、上記の目的に沿った世界最高水準の十分な教育環境が整えられ、教育の質が確保できるような適切な人数とすること。

○教育上必要な基準等

現行の設置基準のほか、過去の基準や既存の医学部の水準を参考して必要な教育環境を整備することはもとより、大学附属病院の病床数の確保や、その他校地・校舎等の確保に関する所要の手続を含め、世界最高水準の医学教育を実施することができる教育環境を整備する。

ただし、世界最高水準の医学教育を実施し、国際的に活躍することができる能力を有する医師を養成する観点から、現行基準等が支障となる場合には、国家戦略特区の趣旨に鑑み、教育上必要な代替措置を講じることを条件に、弾力的な扱いを行うことも個別に検討する。

○法令上の手当

本方針に基づき、区域計画に記載された医学部に限って特例として設置認可の対象とできるよう、今秋を目途に速やかに、関係告示等の規定の特例を措置する。

<関係告示等>

「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準」（平成 15 年 3 月 31 日文部科学省告示第 45 号）（医学部設置を認可の対象としない旨を規定）

○その他、社会保障制度への影響など

- ・養成された医師が、当初の目的に反して一般の臨床医として勤務するようであれば、長期間にわたり社会保障制度に影響を及ぼす

可能性もあり、その場合には、医師需給を踏まえた全体の医学部定員の中で調整を行う。こうしたことを踏まえ、医学部を新設するとしても、1校とし、十分な検証を行う。

- ・なお、将来的な医学部定員の在り方については、これまでの定員増の効果の検証や今後の医師需給と社会保障制度改革の状況等を踏まえ、今後検討する。

<最短スケジュール例> 既存大学に医学部を設置しH29年4月開学を行う場合

